

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

ヨリ之ヲ施行ス
右奉 勅旨布告候事

（別紙）

第一条 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽
カシタル者又ハ自ラ進デ社会ニ奉仕スル活動ニ
從事シ徳行顯著ナル者又ハ業務ニ精励シ衆民ノ
模範タルヘキ者又ハ學術芸術上ノ發明改良創作
ニ関シ事績著明ナル者又ハ教育衛生慈善防疫ノ
事業学校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修
築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農
工商業ノ發達ニ関シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明
ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ労効顯著ナル者
又ハ公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ヲ表
彰スル為左ノ六種ノ褒章ヲ定ム

第四条	褒章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用スルコト ヲ得
第五条	第一条ノ規定ニ依リ褒章ヲ賜フヘキ者ニ ハ褒章ト金銀木杯トヲ併セ賜フコトアルヘシ ルトキハ金銀木杯又ハ褒章ヲ其遺族ニ賜ヒ之ヲ
第六条	本条例ニ依リ表彰セラルヘキ者死亡シタ ル者ハ左肋ノ邊ヘ佩ズベシ 第七条 褒章ノ製式ハ次ノ通トス

第八条	褒章ハ左肋ノ邊ヘ佩ズベシ 第九条 銀但シ第三条第二項ノ飾版ハ金トス 第十条 種類ニ依リ紅緑黃紫藍紺六色ノ別アリ
-----	---

第十一条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（大正九年一月二九日勅令第二四 号）抄
第十二条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和二年一月二六日勅令第一 号）
第十三条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和二年四月二日政令第二 号）
第十四条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和二年四月二日政令第二 号）

第十五条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和二年四月二日政令第二 号）
------	--

第十六条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和二年四月二日政令第二 号）
------	--

第十七条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
------	--

第十八条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
------	--

第十九条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
------	--

第二十条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
------	--

第二十一条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十二条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十三条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十四条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十五条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十六条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十七条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十八条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第二十九条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
------	--

第三十一条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十二条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十三条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十四条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十五条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十六条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--

第三十七条	本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 附 則（昭和三〇年一月二二日政令第七 号）
-------	--